



2024年4月22日

各 位

会 社 名 株式会社サカイホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長 朝田 康二郎  
(コード番号 9446 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 総務部 I R 広報グループ  
(TEL. 052-262-4748)

### 課徴金についての審判手続き開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、2024年3月26日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に関するお知らせ」および2024年3月27日付「(訂正)「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に関するお知らせ」の一部訂正について」にてお知らせしましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して当社に対する3,000万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われていました。その後、当社は、2024年4月10日付で金融庁長官から審判手続き開始決定通知書を受領いたしました。

上記通知書に対して、本日の取締役会において、当該課徴金にかかる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。なお、当社は、2024年9月期第2四半期決算において当該課徴金相当額を特別損失として計上する見込みです。

株主、投資家の皆様および関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上